

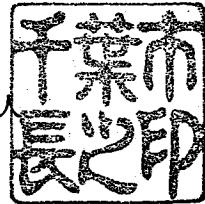
資料2

千葉市情報公開・個人情報保護審議会への報告について

22千都宅第1380号
平成22年10月18日

千葉市情報公開・個人情報保護審議会会长様

千葉市長 熊谷 俊人



下記の件について、千葉市個人情報保護条例第7条第4項の規定により報告します。

記

1 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的

名称：市街化調整区域における、寺院の建築を目的とした開発許可事務

今回の建築予定地：若葉区大草町

目的：都市計画法第34条第14号に関する基準である「千葉市開発審査会付議基準」の「基準第2 社寺仏閣等の建築 2(3)」に適合しているか、判断するため

千葉市開発審査会付議基準（抜粋）

第2 社寺仏閣等の建築

2(3)申請地を中心とした半径1km以内の市街化調整区域の範囲に200人以上（50戸以上）の信者が居住していること

2 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称

都市局都市部宅地課

3 収集した個人情報の対象者の範囲

寺院建築予定地を中心とした、半径1km以内の市街化調整区域の範囲に居住する信者

4 収集年月日

平成22年3月24日

5 収集した理由

市街化調整区域内では、都市計画法により建築物の建築が規制されており、用途を含め市の基準に合致したものでなければ、市長の許可を受けることができない。寺院の建築については、上記1に記載した基準を満たさなければならない。このため、信者分布の確認に必要不可欠なものとして、信者の情報として、申請者であり、かつ、個人情報保護法の適用除外である宗教法人から、個人情報（信者名簿及び分布図）を収集した。

6 収集した個人情報の項目

氏名・電話番号・住所

7 その他

基準への適合を確認するため、信者名簿及び分布図を住宅地図と突合し、また住宅地図で不明なものについては現地調査を行った。

千葉市開発審査会において、申請者である宗教法人から提出された信者名簿及び分布図により、基準に適合している旨を説明しているが、信者名簿及び分布図は開発審査会委員にも公表していない。



審議資料

- 1 宗教に関する個人情報の収集について P.1
- 2 開発許可制度運用指針（抄） P.2
(平成13年5月2日付け国総民第9号国土交通省総合政策局長通知)
- 3 千葉市開発審査会付議基準（抄） P.3

宗教に関する個人情報の収集について

1 報告事項	周辺に居住する信者に係る個人情報の収集について (根拠法令:千葉市個人情報保護条例第7条第4項)	
2 個人情報を取り扱う事務を所管する組織の名称	都市局都市部宅地課	
3 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的	名称 社寺仏閣等に係る開発行為等許可事務	目的 市街化調整区域における社寺仏閣等に係る開発行為等について規制を行うことにより、市街化調整区域の無秩序な市街化の防止を図る。
4 個人情報の対象者の範囲	申請者(宗教法人)に属する信者のうち、申請地を中心とした半径1キロメートル以内の市街化調整区域内に居住する者	
5 個人情報の収集先及び収集する個人情報の項目	収集先 申請者(宗教法人)	項目 (1)申請地を中心とした半径1キロメートル以内の市街化調整区域内に居住する信者の住居の分布図 (2)(1)の信者の住所及び氏名
6 情報収集方法	<p>分布図・信者名簿 (開発許可申請等)</p> <p>個人情報 (住所・氏名等)</p> <p>申請者 (宗教法人)</p> <p>市(宅地課)</p> <p>信者</p>	
7 収集を行う理由	<p>開発行為等の許可の審査を行うに当たり、必要不可欠な情報であるため。</p> <p>【考え方】</p> <p>(1)「開発許可制度運用指針」によると、社寺仏閣に係る開発行為の許可の可否については、当該市街化調整区域及びその周辺の地域における信者の分布その他に照らして判断する旨が規定されていること。</p> <p>(2)市街化調整区域において、宗教活動上の施設の建築が認められるのは、当該施設がその周辺に居住している信者の日常の宗教的生活に必要な施設である場合に限られることから、相当数の信者が実際に居住していることを確認する必要がある。このことを確認するためには、信者の住居の分布図等を収集する必要があること。</p>	

開発許可制度運用指針（抄）

平成13年5月2日付け国総民第9号
国土交通省総合政策局長通知

III-7-1 法第34条第14号等の運用

(3) 社寺仏閣及び納骨堂

原則として当該市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した施設を対象とするものとし、通常既存集落等における地域的性格の強い鎮守、社、庚申堂、地蔵堂等を構成する建築物を典型例とするが、その他の宗教活動上の施設（原則として宗教法人の行う儀式、教化育成のための施設及びこれに付属する社務所、くり等規模、構造、設計等がこれら宗教活動上の必要に照らしてふさわしいものとし、宿泊施設及び休憩施設は原則として含まない。）であって当該市街化調整区域及びその周辺の地域における信者の分布その他に照らし、特に当該地域に立地する合理的事情の存するものを含むものと考えられる。

千葉市開発審査会付議基準（抄）

第2 社寺仏閣等の建築

当該市街化調整区域の地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した、次のいずれかに該当する施設であること。

- 1 地域的性格の強い鎮守、社、庚申堂等を構成する建築物
- 2 宗教活動上の施設（原則として宗教法人の行う儀式、教化育成のための施設及びこれに付随する社務所、くり、納骨堂をいい、宿泊施設及び休憩施設は含まないこととする）であって、次に掲げるすべての事項に該当するものであること。
 - (1) 申請者は宗教法人であることとし、現に宗教法人として活動していること。
 - (2) 建築物の規模、平面計画等が用途に照らして、ふさわしいものであること。
 - (3) 申請地を中心とした半径 1 km 以内の市街化調整区域の範囲に 200 人以上
(50 戸以上) の信者が居住していること。